

募 集

「公共施設のあり方」検討グループ

【新しい公共施設経営】に向けて、地域の実態に合った公共施設のあり方を自発的に検討・提案していただけるグループの活動を支援 5月16日(月)～随時 ※詳しくは、各区公民館に備付けの資料または本市区ホームページをご覧ください。

☎ 駅南庁舎財産経営課(〒680-0845 富安二丁目1-38-4)  
☎ 0857-20-38052  
☎ 0857-20-38079  
✉ zaisankanri@city.tottori.jp

建築指導課からのお知らせ

☎ 本庁舎建築指導課(〒680-0857 1尚徳町1-16)  
☎ 0857-20-32822  
☎ 0857-20-30059

【耐震診断などの助成】

☎ 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て住宅、一般建築物の耐震診断費用の一部を助成 数 住宅耐震診断(有料)：5件 一般建築物耐震診断：2件 ※先着順 5月30日(月)～ ※木造住宅の無料耐震診断は7月31日掲載予定

【耐震設計】

☎ 昭和56年5月31日以前に着工された木造一戸建て住宅の補強設計費用の

一部を助成 5月30日(月)～ 数 補強設計：10件 ※先着順

【耐震改修】

☎ 昭和56年5月31日以前に着工された木造一戸建て住宅で、申込時点で耐震診断および耐震設計が完了しており、平成29年2月末までに事業が完了するものの一部を助成 5月16日(月)～ 数 耐震改修：10件 ※先着順

※助成対象となるには最終の増築部分が増築された日以前であることなどの要件があります。事前に建築指導課まで助成の対象となるかを相談ください。

※募集期間内に申込書を建築指導課までご持参ください。申込書は建築指導課窓口で配布するほか、本市区ホームページにてダウンロードできます。

【危険空き家の除却補助】

☎ 良好な景観および生活環境の創生ならびに安全安心な地域づくりを目的として、本市より倒壊などのおそれがあり防災上周囲に対して危険性が高いと判断された空き家の除却費用の一部を補助 数 申込書に記載する要件をすべて満たすものであり、平成29年3月上旬までに事業が完了するものであること ※申込後、市職員が該当建物の判定調査を行います。判定結果により補助対象外となる場合がありますのでご承知ください。 数 上限30万円(補助対象経費の3分の1) 数 10件

※申込みが多数の場合、緊急度が高いものより補助を行います。 6月1日(水)～15日(水)(消印有効)までに申込書を郵送、持参のいずれかで問い合わせ先まで。申込書は建築指導課窓口で配布するほか、本市区ホームページにてダウンロードできます。各総合支所、ファクシミリならびに電子メールなどでの受付は行いません。 ※石綿改修の助成、福祉のまちづくり支援の助成、がけ地近接危険住宅移転の助成、土砂災害特別警戒区域内住宅建替の助成については6月号に掲載予定

コミュニティ活動支援事業

☎ 地域コミュニティの維持および強化を目的として町内会が実施する、運動会などのスポーツ活動、伝統行事などの文化的活動、町内会が所有する設備の整備事業など 数 補助対象経費の4分の3(上限3万円) 5月31日(火)まで ※詳しくは、各町内会宛にお届けしている資料または本市区ホームページをご覧ください。

☎ 本庁舎協働推進課

☎ 0857-20-3171  
☎ 0857-21-1594

「じゃんしゃん傘踊り」鳥取市観光協会連合会

☎ 参加行事：鳥取じゃんしゃん祭

男女共同参画課からのお知らせ

☎ 本庁舎男女共同参画課(〒680-0857 1尚徳町1-16)  
☎ 0857-20-3166  
☎ 0857-20-30052  
✉ danryo@city.tottori.jp

【男女共同参画センター機能紙編集委員】

☎ 男女共同参画センター事業の紹介や男女共同参画啓発に関する情報などを掲載する機能紙「輝なんせ鳥取」の編集・取材・執筆などの作業(年2回発行)▽任期：平成28年7月～平成30年

3月 ☎ 市内在住、在勤、在学の18歳以上で、平日開催の編集会議に出席できる人 員 若干名 額 報酬：5千円程度/1回発行 5月27日(金)まで「男女共同参画」について日頃思っていること(400字程度にまとめ、住所、氏名、年齢、電話番号を明記のうえ、持参・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかで問い合わせ先まで) ※書類選考のうえ決定

【鳥取市男女共同参画審議会委員】

☎ 鳥取市男女共同参画計画および男女共同参画に関する施策などについて

の審議 ▽任期：委嘱の日から2年間の審議の開催：年3回程度 ☎ 市内在住の20歳以上(平成28年4月1日現在)で、平日開催の会議に出席可能な人 員 3人 額 報酬：7千円/出席1回 6月10日(金)必着で、「男女共同参画」について日頃思っていること(800字程度にまとめ、住所、氏名、年齢、電話番号を明記のうえ、持参・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかで問い合わせ先まで) ※応募者の中から、選考のうえ決定

学生のみなさん、学生納付特例制度についてお知らせします



～在学期間中の保険料を社会人になってから納めることができる制度です～

学生のみなさんも20歳になると国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学している学生のうち、本人の前年所得が下記計算式で計算した金額以下であれば、学生納付特例制度が利用できます。

【所得の目安】

118万円+(扶養親族などの数×38万円)+社会保険料控除額など

■既に国民年金に加入している学生で学生納付特例制度の利用を希望する人は、次のような手続きが必要です。

【平成27年度に学生納付特例の承認を受けている人】

平成27年度に学生納付特例を承認され、平成28年度も同じ学校に在学する人は、※『学生納付特例申請書(ハガキ)』に必要事項を記入し、返送することで学生納付特例の申請ができます。この場合、学生証の写しまたは在学証明書の添付は不要です。※ハガキは4月上旬までに日本年金機構が発送済。ただし、手続きが本年2月以降の人は随時発送。

【平成28年度新たに学生納付特例を申請する人、在学する学校を変更する人、在学予定期間の最終年度が変更になった人】

学生納付特例申請書の提出が必要です。

申請に必要なもの

- 年金手帳
- 学生証の写しまたは申請する年度に証明された在学証明書
- 認印(本人が署名する場合は不要)
- 会社などを退職して学生になった人は、次の書類のいずれが必要。○雇用保険被保険者離職票(コピー可) ○雇用保険受給資格者証(コピー可) ○雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(コピー可)

☎ 鳥取年金事務所 ☎ 0857-27-8311

☎ 駅南庁舎保険年金課

☎ 0857-20-3484 ☎ 0857-20-3407

スポーツ安全保険

対象となる事故

◇グループ活動中の事故 ◇往復中の事故

保険期間

4月1日(金)00:00～平成29年3月31日(金)24:00

※団体活動を行う4人以上で加入してください。

詳しくはホームページをご確認ください。

☎ スポーツ安全協会鳥取県支部 ☎ 0857-26-7802

☎ http://www.sportsanzen.org

小さな掛金 大きな補償

